

# 大山町指定 ごみ袋の有料化

町では、ごみ減量化の一層の推進とごみ排出量に応じた費用負担の公平化を目的として、指定ごみ袋の有料化について検討をすすめました。平成19年1月から、指定ごみ袋の完全有料化を実施しますので、よろしくお願ひいたします。

平成19年1月からの、町指定ごみ袋に関する変更点は次のとおりです。

## ○無料配布が廃止になります

現在、1年間分の指定ごみ袋を一定枚数無料で各家庭に配布しておりますが、これを廃止します。ごみ袋が必要な場合は、役場か、町内販売店でお買い求めいただことになります。なお、販売場所は決まり次第お知らせいたします。

また、現在お持ちの指定ごみ袋（合併後の大山町指定袋）は引き続きお使いいただけます。

## ○販売価格が変わります

有料化に伴い、ごみ袋の販売単価が下の表のように変わります。

袋の種類	変更前		変更後 (平成19年1月から)		
	文字色	金額	文字色	金額	
可燃ごみ用	家庭系(大)	赤	100円	赤	40円
	家庭系(小)	赤	50円	赤	20円
	事業系	赤	100円	緑	100円
分別ごみ用	家庭系(大)	青	50円	青	40円
	家庭系(小)	青	25円	青	20円
	事業系	青	50円	緑	50円

大袋は10枚単位、小袋は20枚単位で販売します。

## ○事業系一般廃棄物について

①事業所から出るごみは、事業系ごみ袋をお使いいただくことになります。平成19年1月1日以降、現在の町指定ごみ袋に事業ごみを入れて出すことはできなくなりますので、ご注意ください。

②現在、事業所でお持ちの町指定ごみ袋は、役場で新しい袋（事業系袋）に交換いたします。平成18年12月1日～12月27日の間に、本庁住民生活課か各支所住民課で交換してください。

③町の収集に出されない場合は、事業所独自で焼却場に搬入していくいただく必要があります。その場合、10kgあたり200円の処理手数料をお支払いいただくことになります。

## お問い合わせ先

役場本庁住民生活課 電話 0859-54-5210  
中山支所住民課 電話 0858-58-6115  
大山支所住民課 電話 0859-53-3156